

事業群評価調書(令和4年度実施)

基本戦略名	3-1 人口減少に対応できる持続可能な地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	福祉保健部 障害福祉課	吉田 稔
施策名	3 地域の医療、介護等のサービス確保	事業群関係課(室)		
事業群名	③ 障害福祉サービス等の提供体制の確保・充実	令和3年度事業費(千円)	※下記「2. 令和3年度取組実績」の事業費(R3実績)の合計額	30,551

1. 計画等概要

(長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025 本文)		(取組項目)									
誰もが住み慣れた地域の中で必要な支援を受けながら自立した日常生活及び社会生活を送ることができる環境を整えていくために、障害者の相談支援体制の充実と、在宅生活を支える訪問系サービス等の確保・充実を図ります。		i) 支援従事者の相談支援体制の充実 ii) 在宅生活を支える障害福祉サービス等の確保									
事業群	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標(年度)	進捗状況の分析	
	相談支援専門員専門コース別研修の修了者数	目標値①	/	120人	120人	120人	120人	120人	120人(R7)		県内の相談支援専門員の質向上のため、専門コースを選択した研修を実施している。 過去5カ年(令和2年度はコロナで中止のため除く)の平均修了者数は年間100人であり、概ね受講者数は多く、相談支援専門員のスキルアップに繋がっているが、目標数である年間120人には届かなかった。 令和7年度の目標を達成するために、今後も県内全ての相談支援事業所へ郵送で案内することにより、相談支援専門員のほか、事業所や法人に対しても当該研修参加への理解を求めつつ、さらなる研修内容の充実の検討を行っていく。
		実績値②	104人(R元)	93人	/	/	/	/	進捗状況		
		達成率②/①	/	77%	/	/	/	/	遅れ		

2. 令和3年度取組実績(令和4年度新規・補正事業は参考記載)

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費(単位:千円)			事業概要	指標(上段:活動指標、下段:成果指標)			令和3年度事業の成果等	
				R2実績	うち一般財源	人件費(参考)		主な指標	R2目標	R2実績		達成率
				R3実績					R3目標	R3実績		
				R4計画					R4目標	R4実績		
事業実施の根拠法令等			事業実施の根拠法令等									
事業期間	法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業(公共、研究等)	事業対象								
所管課(室)名												
取組項目 i	○	1	サービス・相談支援者等養成研修費	741	427	2,347	国研修を受講した者を講師として、相談支援従事者及びサービス管理責任者を養成する研修を行ったほか、多様で複雑なニーズに対応するため、より専門的な分野に関する研修を行った。	【活動指標】	1	1	100%	●事業の成果 ・障害児(者)の抱える課題に対する適切な支援のための相談支援専門員及びサービス管理責任者等の養成ができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・専門コースの受講要件となる初任者研修が新型コロナウイルス感染症の影響による会場の人数制限により定員60名の実施となり、目標の達成に十分寄与することはできなかったが、一定数、初任者研修の修了者を養成したことは、次年度以降のつながるものとする。
				1,004	502	2,337		初任者研修の開催回数(回)	1	1	100%	
				2,983	1,492	2,304			1	/	/	
			障害者総合支援法78条					【成果指標】	100	52	52%	
H18-						初任者研修による養成者数(人)	60	59	98%			
障害福祉課	○	—	—	受講希望者			60	/	/			

取組項目 ii	○	2	施設整備助成費	193,867	5,837	3,912	社会福祉法人等が行う施設整備に対する助成により、障害福祉サービス事業所(障害者支援施設4か所、共同生活援助事業所1か所)を整備した。	【活動指標】	—	—	—	●事業の成果 ・施設整備補助金を活用して障害福祉サービス事業所が整備されたことにより、入所を希望する障害者等が利用できる機会と選択の幅が広がった。 ・施設整備への助成を行うことにより障害福祉サービスの確保・充実が図られた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・施設整備への助成を通して、住み慣れた地域の中で必要な支援を受けながら自立した日常生活及び社会生活を送ることができる環境の整備並びに障害福祉サービスの確保・充実に寄与した。
				29,547	3,731	3,895			—	—	—	
				138,925	1,492	3,841			—	—	—	
			S43-			—			【成果指標】	数値目標なし	7	
	障害福祉課			—	—	—	社会福祉法人等	施設整備(助成)件数(件)	数値目標なし	5	—	
	在宅重症心身障害児者短期入所支援事業費			1,060	352	2,347	●事業の成果 ・利用者からの継続的なニーズはあるが、受入事業所側の体制等の課題があるうえに、新型コロナウイルス感染症拡大による影響等によりR3においては受け入れを停止している。 ●事業群の目標達成への寄与 ・県北地域で唯一のサービス(医療型短期入所)提供を維持することで、家族の負担軽減等に寄与する。	【活動指標】	1	1	100%	
	H25-			0	0	2,337			指定事業所数(事業所)	1	1	100%
	障害福祉課			1,878	982	2,304			【成果指標】	108	35	32%
	児童福祉法第56条の6			—					受入児者数(人)	96	0	0%
	障害福祉課			○	—	—	県北地域における在宅の重症心身障害児者	90	—	—		

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i	支援従事者の相談支援体制の充実	<p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>地域の特性を理解し、圏域内共通の課題を解決するため、相談支援体制の中核となるファシリテーターを養成し、相談支援体制の整備を図り、相談支援従事者が変わってもサービスの質が維持されるシステムを構築していく必要がある。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <p>平成28年度に長崎県相談支援専門員人材育成ビジョンを策定したが、令和3年度から主任相談支援専門員研修の実施も踏まえ、市町、長崎県障害者社会参加推進センター及び関係障害者団体等と連携を図り、国の研修体制の動向を踏まえて随時見直しを行いながら、相談支援体制の充実により、障害者の自立と社会参加が促進されるよう進めていく。</p>
ii	在宅生活を支える障害福祉サービス等の確保	<p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>・施設整備に関しては障害者入所施設から地域移行の受け皿となる「グループホーム」や地域における障害児療育の拠点機関となる「児童発達支援センター」の整備など、行政目標として取り組んでいくべき対象に対し優先(重点)的に補助を行っている。</p> <p>・県北地域においては医療型短期入所を実施している事業所がないため当該サービスを希望する家族の負担軽減等に貢献できているが、児童の受入実績が低調となっていることから、家族等のニーズを踏まえ利用者数の増加に向けた体制の整備を図る必要がある。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <p>・今後とも、予算の制約がある中で効果的な施設整備を図っていく。</p> <p>・受入医療機関及び関係機関等との協議を継続し、対象者のニーズに沿った受入体制を整えていく。</p>

4. 令和4年度見直し内容及び令和5年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名		令和4年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和4年度の新たな取組は「R4新規」等と、見直しが無い場合は「—」と記載	令和5年度事業の実施に向けた方向性		
			事業期間	所管課(室)名		事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目 i	○	1	サービス・相談支援者等養成研修費	H18- 障害福祉課	厚生労働省の指定研修の見直しに伴い、本県の研修内容のカリキュラムを見直すとともに、開催時期も早期開催を検討していく。	②	相談支援事業所における相談支援専門員と障害福祉サービス事業者におけるサービス管理責任者の研修については、障害者総合支援法で受講が必須とされており、県内研修体制、相談支援体制の充実のため、感染症対策を行いながら研修を実施していく。	改善
取組項目 ii	○	2	施設整備助成費	S43- 障害福祉課	—	—	障害福祉計画に掲げる政策において、重要となる施設については計画的に整備を促していく必要がある、そのための支援は必要である。限られた予算の中で、何(どの種の施設)を優先するのかを検討しながら整備を進めていく。	現状維持
		3	在宅重症心身障害児者短期入所支援事業費	H25- 障害福祉課	R2に実施した対象者のニーズ調査を踏まえた受入体制の整備について関係機関及び実施機関と協議を実施した。	⑥	在宅で生活する医療的ケアが必要な児・者への支援(介護者の負担軽減)として重要な役割があることから、安定的に継続して実施していく必要がある。利用者数の増加に向け、受入医療機関(佐世保共済病院)及び関係機関との協議を継続し、受入体制を整えていく。	改善

注:「2. 令和3年度取組実績」に記載している事業のうち、令和3年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

- ① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができていないか。
- ② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
- ③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
- ④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
- ⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
- ⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要はないか。
- ⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
- ⑩ その他の視点